

議案第 4 1 号

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成 2 0 年前橋市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「第 1 1 条第 3 項」を「第 1 1 条第 4 項」に改める。

第 6 条第 1 項第 8 号中「第 1 1 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 1 1 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項」に改める。

第 1 1 条中第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項、第 2 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

第 2 0 条第 1 号中「第 1 1 条第 4 項」を「第 1 1 条第 5 項」に改め、同条第 2 号中「第 1 1 条第 5 項」を「第 1 1 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。